こんにちは

地域包括支援センターです

■問合せ　地域包括支援センター（健康福祉課内）　☎0778−47−8009
社会福祉協議会地域包括支援センター（今庄福祉センター２階）　☎0778−45−1170
〃　河野支所（河野保健福祉センター１階）　☎0778−48−2260

～地域の元気を支える、サポーターの皆さまをご紹介～

町内では、介護予防・フレイル予防・認知症予防などで多くのサポーターが活躍しています。今回はその活動をご紹介します。

今年度、地域ふれあいサロンで実施しているフレイルチェックでは、フレイル予防サポーターが参加者の握力や滑舌などを測定し、健康状態とフレイル※の兆候を参加者と一緒に確認しました。

さらに、町民文化祭での脳の健康度測定会場では、介護予防サポーターにより血管年齢や野菜摂取量の測定を行いました。また、認知症カフェでは、認知症サポーターに準備や運営のご協力をいただいています。

各サポーターの皆さまは、紹介した活動の他にも住民に寄り添ったさまざまな支援に携わっています。こうした温かい活動が、地域の健康づくりと助け合いの大きな支えとなっています。

※フレイル…加齢により心身が老い衰えた状態のこと。



フレイル予防サポーター
（フレイルチェックの様子）



認知症サポーター
（認知症カフェの運営）



年金のお知らせ

■問合せ　武生年金事務所　℡0778−23−1126
（自動音声案内「２」の後「２」選択）
町民税務課　☎0778−47−8015

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、年末調整や確定申告の際に社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。控除の対象となるのは、令和８年中（令和８年１月１日から令和８年 12 月 31 日まで）に納められた保険料の全額です（令和８年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに送付されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際にご使用ください。

	対象者	送付時期	
①	令和８年１月１日から令和８年９月 30 日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送	令和８年 10 月下旬から 11 月上旬にかけて順次
②	①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和８年 10 月中旬から下旬にかけて順次
③	令和８年 10 月１日から令和８年 12 月 31 日までの間に国民年金保険料を納付された方 ※①の対象者は除く	郵送	令和９年２月上旬
④	③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和９年１月下旬から順次